
第 5 章

実現化方策

- 5-1. 計画の実現に向けた考え方
 - 5-2. 実現に向けた取組み
 - 5-3. 都市計画マスタープランの評価と見直し
-

5-1. 計画の実現に向けた考え方

1. 都市計画マスタープランの運用

本計画は、本市の将来像を設定し、その実現を図るための方向性を「全体構想」「地域別構想」に示したものです。今後はこの目標や方針を基本として、都市づくり・地域づくりにおける各事業の展開を図ります。また、本計画を推進するため、関係機関との連携強化を進め、推進体制の充実を図ります。

(1) 都市計画事業の推進

「土地利用」「市街地整備」「都市施設」をはじめ、都市計画に関わる個別計画を総合的・一体的に進めるための指針として本計画を運用します。

- ・ 地域地区（用途地域等）の指定や見直しなど、土地利用や建築物等の適正な規制・誘導に関わる事項の決定又は変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- ・ 道路や公園などの分野別の計画づくり、都市施設に関する都市計画の決定又は変更、整備など、具体的な施策は、本計画の方針に沿って進めます。
- ・ 都市計画の決定、変更にあたっては、うるまらしい景観や水とみどりの保全、観光振興など各分野の計画との連携により、効果的な都市づくりを進めます。

(2) 総合的なまちづくりの推進

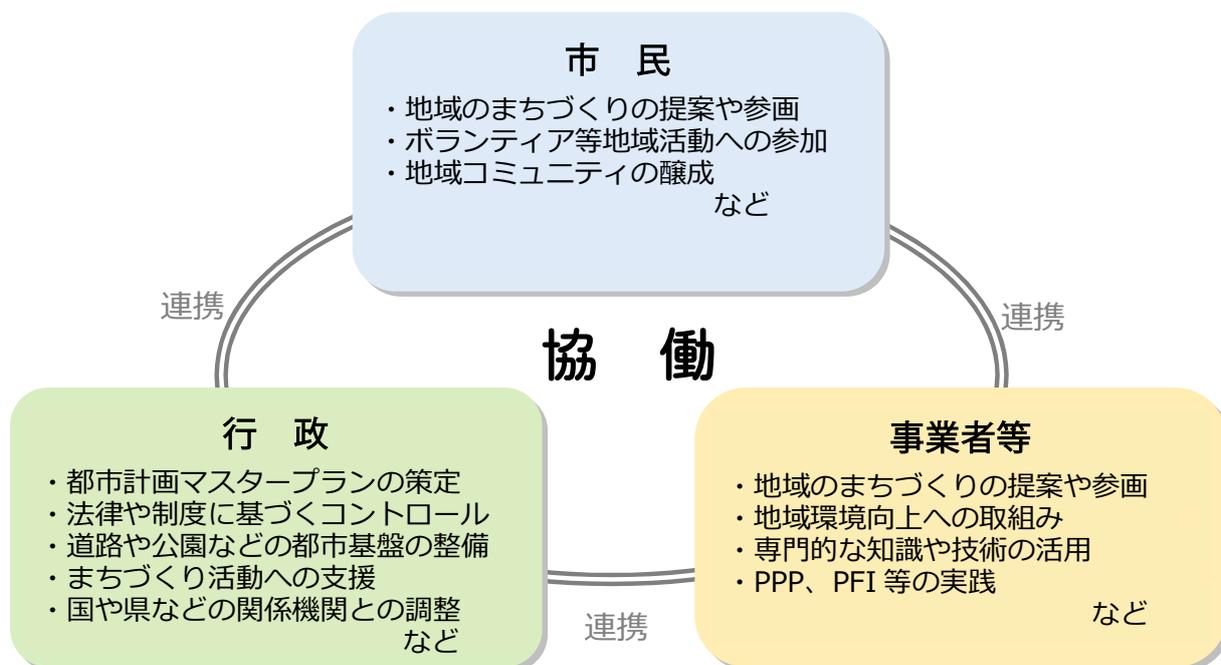
都市づくりの実現にあたっては、都市計画だけではなく、産業、観光、文化、福祉、環境等の様々な分野との連携が必要です。また、持続可能な開発目標（SDGs）の取組みや、ICT等の新技術の活用など各種社会課題や変化に柔軟に対応することが重要です。

このため、うるま市総合計画などの各種計画と整合・連携を図り、総合的なまちづくりを推進するための指針として本計画を運用します。

2. 協働のまちづくりの推進

本計画の実現のためには、まちづくりの主体となる市民や事業者等との連携・協働による取組みが重要です。このため、協働のまちづくりに向けた環境を整えることが必要であり、市民や事業者等が参加しやすい機会を設けるとともに、自主的にまちづくりに取組んでいる団体への支援の充実を図ります。

【協働のまちづくりの体制のイメージ】



(1) 各主体の役割

①市民の役割

- まちづくりの主体であることを自覚し、本市のまちづくりに対する理解や協力にとどまらず、地域社会に関心を持って、積極的にまちづくりに関わるよう努めます。
- NPO などの市民団体は、専門性などを生かし、まちづくり活動を進めるとともに、地域住民や企業などとの連携・協働に積極的に努めます。
- 地域に応じた課題への対応、地域の良好な居住環境等を維持・創出するため、地区計画の検討など、地域主体のまちづくりに努めます。

②事業者の役割

- 事業活動を通して地域産業、経済の発展に貢献するとともに、地域社会の一員として、地域住民や NPO などとの連携を深め、地域と密着した関係を構築するよう努めます。
- 地域の活性化が自らの企業価値を高めるという視点を持ちながら、人材・資金・ノウハウなどの資源を生かし、企業活動を通じてまちづくりの推進に寄与するよう努めます。

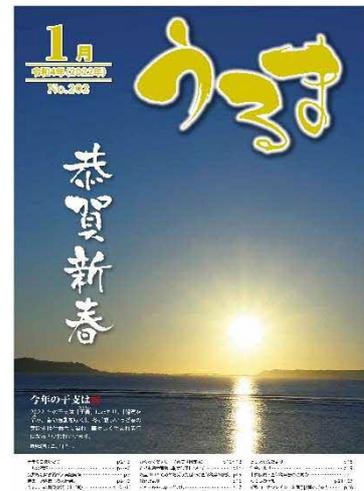
③行政の役割

- 行政が主体的に行うべきまちづくりについて、市民の多様なニーズを踏まえながら、効率的な施策展開などに留意して、計画的に進めます。
- 連携・協働によるまちづくりを推進するため、各主体が十分に力を発揮することができる環境づくりに努めるとともに、市役所内の連携強化に取り組みます。
- 地域の課題に適切に対応するため、関係者間の連携・協働を促すとともに、必要に応じて、国や県などの関係機関に協力を求めます。

(2) 協働のまちづくりの進め方

①まちづくりに関する情報の発信

- 協働のまちづくりに向けては、市民や事業者の各関係者がまちづくりに関する現状や今後の取組みについて知ることが重要です。
- 本計画は本市のまちづくりの方向性を示す重要な計画で、本市の現状や課題、今後の方向性について定めています。まずは、本計画を知っていただけるよう、ホームページや広報誌、自治会等を通じて、積極的に広報します。
- 本計画だけでなく、まちづくりの現状や各種計画、現在の取組みについて、継続的かつ積極的な広報を図ります。



②まちづくりへの参加機会の充実

- 市民や事業者の各関係者が、地域の課題や取組みについて、情報発信を行うことや意見をを行うことなど、まちづくりに関わるのが重要です。
- 地域におけるまちづくりの課題や取組みについて、各種まちづくりアンケートや自治会活動を通じて、まちづくりの課題の調査・ニーズの把握を行います。
- また、本市が実施するまちづくりに関する様々な事業や取組み、計画については、地域の意見を反映できるよう、意向調査やワークショップ、パブリックコメント、自治会との意見交換等を実施します。



第2次うるま市都市計画マスタープラン

③まちづくりの実践

- 協働のまちづくりに向けては、市民や事業者の各関係者が実際にまちづくりに参加・実践することが重要です。
- 市民と事業者等が主体となった計画の検討・実践手法として、地区計画等の地区まちづくりに係る手法のほか、PPPなど公民連携による手法があります。これらの制度、手法の活用により協働のまちづくりを推進します。

<地区計画等>

- 比較的小規模な地区を単位として、地区の個性あるまちづくりに向けて、地区計画等の活用を図ります。
- 建築物の用途の制限や高さの制限、道路や公園の配置等のほか、地区の良好な住環境の形成や魅力ある空間づくり・景観づくりについて、市民との協働により進めます。

<PPP/PFI、エリアマネジメントなど公民連携の取組み>

- 公共施設の整備や公園等の都市基盤整備における公的負担の抑制を図るとともに、持続可能な運営体制の構築に向け、民間資金活用事業調査を行ない PPP/PFI の活用などを目指します。
- ウォーカブルなまちづくりの推進をはじめ、地域の賑わいや魅力ある都市空間の形成、良好な住環境を備えた市街地の形成など、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための市民や事業者による主体的な取組みであるエリアマネジメントの取組みを目指します。

<その他地域による維持管理など>

- 身近な道路や公園の維持管理、賑わいの創出やコミュニティの維持・創出に向けたイベントの開催など地域と行政が協働した取組みを推進します。
- これらの取組みについては、自治会をはじめとする地域団体との連携が重要となります。地域団体と密に連携を図りながら、お互いが共通の目的意識をもって取組める体制づくりを推進します。

3. 計画の推進体制

本計画に示す都市づくり・地域づくりを効率的かつ効果的に進めていくため、それぞれの計画や施策の段階において、緊密な連携を確保しながら計画を推進します。

(1) 国・県・近隣市町村および関係機関との連携強化

- 本市の都市づくりにおいて、重要な交通ネットワークとなる「中部東道路」の早期実現、「(仮称)うるまインターチェンジ」の追加検討、新たな産業振興にあたっては、国や県との連携が重要です。このため、国や県をはじめとする関係機関と密に連携を図りながら、一体的な都市づくりを推進します。
- 本市は中部広域都市計画区域に属するほか、本市西部においては沖縄市と連続した市街地を形成しています。このため、都市圏全体での公共交通の確保や生活圏がまたがる地域住民の市街地環境及び福祉向上など、その達成に向けて近隣町村との連携を強化します。
- 分野別方針などに位置づける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、環境、農政、商工観光など、様々な分野における関係機関と調整を図りながら、まちづくりを推進します。

(2) 庁内推進体制の構築と人材育成

- 都市づくりの一体性を確保し、各種事業の実効性を高めるため、横断的な組織づくりを進めます。
- 研修や地域での実践的なまちづくり活動を通して市職員の専門性を高めるなど、人材育成に努めます。

5-2. 実現に向けた取組み

本計画の将来像の実現に向けて、重点的・戦略的に取組む施策を整理します。施策の整理にあたっては、以下の視点に基づき整理します。

なお、ここで位置づけた施策については、個別計画と連携するとともに地域住民との協議を進めながら具体的な内容を定めていくことが不可欠となるため、必要に応じて適宜見直しを図ります。

- ① 概ね20年以内に全庁的かつ横断的に取組むまちづくりの重点課題となる施策
- ② 本計画の将来像や地域の将来像の実現を牽引する施策
- ③ 今後のまちづくりの取組みにおいて、モデルとなり地域や地区への波及効果が期待される施策

将来像 人・自然・歴史文化が調和し、特色ある拠点がネットワークで結ばれ、都市の豊かさが次世代へ受け継がれるまち

- 基本目標1 (構築・再編)
特色ある拠点が核となり、連携・集約した持続可能なまち
- 基本目標2 (振興)
住環境・産業・観光が調和し、人々が交流できるまち
- 基本目標3 (保全)
うるましい景観・自然・文化伝統が継承されるまち
- 基本目標4 (安全・安心)
安全・安心に住み続けられるまち

+

- 基本目標1～4の土台となる方針
- 基本目標5 (都市経営)
将来を見据えた都市のマネジメント
 - 基本目標6 (協働)
様々な主体が相互に補完・協力しあうまち

- 重点的・戦略的に取組む施策
- ① 都市機能と居住の誘導 (集約型都市)
 - ② 交通ネットワークの再構築 (道路整備、公共交通の再編)
 - ③ 中心拠点の魅力向上 (中心市街地の再編、ウォークラブルなまちづくり)
 - ④ 産業振興と雇用の創出 (産業拠点の整備)
 - ⑤ 適切な公園配置・整備検討
 - ⑥ うるましい景観や歴史遺産の保全と地域振興 (景観形成と連携した地域まちづくり)
 - ⑦ 災害に強い都市づくり

1. 重点的・戦略的に取組む施策

(1) 都市機能と居住の誘導

立地適正化計画制度の活用	<p>多極連携・集約型都市の具体的な施策を推進するため立地適正化計画策定の検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立地適正化計画の策定と都市計画法等を主とした土地利用の規制・誘導 ○ 都市機能誘導区域や居住誘導区域の指定による、居住や都市機能の誘導 ○ 都市の成長管理など、都市全体のマネジメントに加え、ウォークアブルなまちづくりをはじめとした拠点地区のマネジメントによる地域の再編
--------------	--

(2) 交通ネットワークの再構築

公共交通ネットワークの再編	<p>拠点がネットワークで結ばれる多極連携・集約型都市構造の創出に向けて、公共交通ネットワークの検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点内や拠点間を巡る循環型公共交通サービスの充実 ○ 地域の実情に応じた多様な交通サービスの組合せ（コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等の導入） ○ 交通弱者等の円滑な移動に向けた交通システムの構築、支援の検討 ○ 拠点地区の回遊性を高めるとともに、本市の観光振興と連携した自転車活用推進計画及び自転車ネットワークの検討 ○ 地域公共交通計画の策定検討
効果的・効率的な道路整備の推進	<p>市としての一体性の強化、また産業拠点及び観光拠点として、広域都市圏との連携を強化するため、将来における都市づくりの動向や交通需要の変化を踏まえた道路整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 那覇空港及び中南部都市圏から本市へのアクセス性の向上や災害に強い都市づくりの役割を担う「中部東道路」の早期実現に向け関係機関との調整 ○ （仮称）勝連半島南側道路の整備推進 ○ 「うるま市道路整備プログラム」に基づく各種幹線道路整備 ○ 長期間において未整備区間を有する都市計画道路の廃止や変更の検討 ○ 区画道路（生活道路）については、緊急性や優先度等を踏まえた整備推進
(仮称)うるまインターチェンジの整備	<p>沖縄北インターチェンジの渋滞緩和や地域活性化のため、(仮称)うるまインターチェンジの整備を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな土地利用への取組みを踏まえた(仮称)うるまインターチェンジの整備要請

(3) 中心拠点の魅力向上

<p>安慶名地区のウォーカーカブルなまちづくりの推進</p>	<p>「まちなかウォーカーカブル推進プログラム」の検討をはじめ、拠点の魅力向上とともに、歩いて楽しいまちづくりに向けて、公民連携のウォーカーカブルなまちづくりの検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「まちなかウォーカーカブル推進プログラム」の検討 ○ オープンカフェやイベント開催など、歩道や公園をはじめとする公共空間の有効活用 ○ 安全で快適な歩行空間の創出
<p>安慶名周辺交通拠点の整備</p>	<p>公共交通の要衝となっている安慶名地区において、ウォーカーカブルなまちづくりと連携し、交通結節機能の強化を図ることで、人々が滞留し、まちの賑わいを創出する新たなランドマーク創出の検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市拠点・交通拠点の機能を兼ね備えた複合施設の検討 ○ 新たな公共交通ネットワークの検討
<p>安慶名地区一体のまちづくりの推進</p>	<p>安慶名土地区画整理事業地区を中心に、ハード・ソフトの一体的な整備により賑わいが感じられる空間づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ヌーリ川公園の Park-PFI 事業の推進 ○ 周辺地区の賑わい創出に向けた計画的な土地利用の検討（用途地域の見直し等） ○ 高校生がまちなかで過ごすことのできる環境や若い人が中心となった賑わい空間の創出など、新たな魅力を感じられる市街地整備の検討

(4) 産業振興と雇用の創出

石川市街地地区	<p>本市北部及び周辺都市圏の拠点として、旧石川庁舎周辺、石川インターチェンジ周辺及び石川多目的ドームを含む、市街地一体の再整備に合わせて産業集積地としての活用を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧石川庁舎周辺再開発の検討 ○ 石川インターチェンジ及び石川多目的ドーム周辺の市街地整備 ○ 旧石川庁舎周辺から石川インターチェンジ周辺の一体的な市街地再編 ○ 産業拠点整備に向けた土地利用の検討 ○ 産業振興・活性化に向けたまちづくり計画の策定
仲嶺・上江洲地区	<p>新規産業用地の確保・雇用の場の創出に向けて、仲嶺・上江洲地区の土地利用検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規産業用地の確保に向けた面整備の検討（土地区画整理事業等の検討） ○ 用途地域等の指定の検討 ○ 新規企業誘致に向けた調査・研究
勝連・与那城・島しょ地域	<p>地域の魅力を生かした観光産業を軸とした地域活性化に向けたまちづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光と連携した地域づくりと各地域の連携による回遊性（周遊性）の向上 ○ 勝連城跡周辺整備事業と連動した公民連携手法による観光産業の振興 ○ 地域が有する歴史文化や伝統芸能、観光資源を基軸とした産業振興・活性化に向けたまちづくり計画の策定

(5) 適切な公園配置・整備検討

効率的な公園整備	<p>地域の実情に沿った適切な公園配置や規模の検討を行い、市としてのあるべき姿を見据えた公園整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公園整備プログラムに基づく公園整備 ○ 長期未整備の都市計画公園の廃止や変更の検討
----------	---

(6) うるまらしい景観や歴史遺産の保全と地域振興

勝連城跡周辺整備	<p>勝連城跡周辺整備事業において、観光の振興を通じた地域活性化とともに、周辺と一体的な景観の保全・創出を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公民連携手法を導入した勝連城跡公園の整備 ○ 「勝連城跡」「文化観光施設」「勝連城跡公園」の3施設が効果的に連動する土地利用の推進 ○ 文化・観光振興に資する景観づくりの推進
景観まちづくり	<p>うるまらしい景観の保全及び創出に向けて、「うるま市景観計画」の更なる推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 景観・緑化推進の更なる啓発や景観緑化活動団体等へ支援を行うことにより、市民の景観まちづくりに対する意識醸成 ○ うるまらしい景観保全のため、歴史・文化遺産の保全と活用の推進

(7) 災害に強い都市づくり

市全体の取組み	<p>本市全体の災害に強いまちづくりに向けた各種計画に基づき連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ うるま市国土強靱化地域計画、地域防災計画に基づいた各施策の推進 ○ 立地適正化計画に基づく防災指針の検討 ○ 復興事前準備に関する計画策定の検討、防災まちづくりの推進
---------	--

5-3. 都市計画マスタープランの評価と見直し

都市計画マスタープランは、本市が今後20年のうちに実現を目指す「将来像」を設定し、方向性を定める計画であり、その実現には時間を要することから、実施過程について適正な管理・確認・評価を行います。

本計画の推進を図りながら、国勢調査や都市計画基礎調査をはじめとする各種統計調査、行政内での課題や大規模プロジェクトの推進を踏まえて都市づくりの状況进行评估します。

本市の基本的な施策や社会情勢に変化があった場合は、速やかに本計画の見直しを行います。

<計画の評価・見直しの流れ>

